

議案第42号 2020年度一般会計決算認定について 討論します。

2020年度ほど、当初予算額と決算額が乖離した年はなかったと思う。

当初予算721億8400万、決算923億6300万 差額201億7900万円。補正予算は13号を数えました。

コロナ対策事業は、81事業223億8033万6千円、うち特別定額給付金事業190億9554万6千円、子育て世帯臨時特別給付金1億8952万6千円で、これらを除くと30億9526万4千円となっています。これに対応する一般財源は、約1割の3億9213万2千円で、残りは国や都の支出金によるものでした。

対応した国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は12億6217万3000円、都の市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金3億7667万5千円となっています。

国からいきなり降ってきた事業も多く、一方で、新たな事業の企画立案から予算調整、事業実施まで短時間の中でこれだけの事業を実施してきた職員の皆さんの力には敬意を表したい。何をやるかやらないか刻々と変化する中での対応は、本当にご苦労様でした。

一方で、コロナの影響で中止及び減額した主な事業52件、5億8297万7千円でした。執行率は、93.9%と前年度比1.7ポイントの減となりました。結果的に実質収支が27億8248万5千円と過去最高でした。経済の先行きが不透明な中で、今後のために基金積立、市債の繰り上げ償還等に使いたいとの判断は賢明です。これからさらに増えるであろう困窮する市民のいのち、暮らしを支えるために活用してほしいと思います。

以下、今決算の問題点・検討課題について述べます。

1. コロナ対策で、決算額が大きかったのは、プレミアム付商品券事業です。

やはりプレミアム分50%はやりすぎでした。制度設計も、デジタル商品券のシステム構築も不十分なものでした。市内の冷え込んだ経済の活性化、デジタル商品券の社会実験を目的とし、市民生活支援にもなったとの答弁があったが、実際には大型店へ全体の55%が流れ、残りの半分しか市内に還流しなかったと言えます。買いたくても買えない市民の不公平感、利用時のトラブル等を総括したら、やはり失敗だったと言わざるを得ません。市長も職員の疲弊に触れつつ原点に戻るとの答弁だった。今後は、だれのため、何のために施策を打つのか、しっかりと制度設計してからの施策実施を求めます。

2. 新たな行政評価制度構築に取り組んだ。「目標指標」すなわち数値目標のアウト

プットと、どのような効果があったかのアウトカムをはかる効果測定と、その後の施策へと結びつけるための評価手法の変更について、今後の検討課題として注視します」。

3. 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検を実施しました。ハード・ソフト両面からの成果と課題を検証したとされているが、ハード面の改修についてはオープン当初より指摘されていたことです。そもそも、施設開設早々何カ所も改修が必要だった設計等についての点検、反省が必要でしたが、残念ながら、そのような言葉は一つもなかった。

ソフト面では、雑居ビルではなく融合施設と答弁があった。それは利用者及び職員が事業実施する中で築き上げていくものです。利用しやすい施設のあり方、施設の専門性を生かした事業展開が確保されて初めて次のステップに行けるのであり、。ここでも拙速な議論は避けるべきだと指摘しておきます。

4. ボランティア・ポイントの検討をしました。ボランティアの4原則は、自発性・無償性・公益性・創造性。地域でのつながりは、専門性を持ったワーカーが有償で担うことが必要な時代です。「参加することへの感謝」にポイントというが。何が目的で何がしたいのか、手法と目的等を今一度精査すべきです。

5 「新都市再生ビジョン(仮称)」の策定への取り組みにおいて、公共施設の劣化調査等を行ったのは評価します。一方で、「庁舎の分散型ネットワーク」といった抽象的なキーワードだけで具体的な検討内容が伝わってきません。全市民に係ることは公開で議論すべきです。特に、コロナ災害によって、成長ありきの将来像を根本的に変える必要があることを指摘しておきます。

6 「旧どんぐり山施設利活用プラン」を策定しました。管理法人において、中の施設を分割して活用するプランでした。今求められているのは在宅介護での最後の看取りです。ニーズにこたえられない施設利活用プランは評価できません。

7 児童福祉施設等適正配置検討事業において、保育園、学童保育所等の耐震度・老朽化調査を行いました。保育ニーズが高止まりするという予測の中で、公設公営園のあり方を明確にすると答弁されました。保育の質の担保や、特別なケアが必要な子どもたちの保育など、公設公営保育園の意義をしっかりととらえ、地域の子育て拠点としての役割が果たせるよう、取組を求める。

8 受動喫煙防止条例が策定されました。調布市は禁煙の啓発をしている。一方、三鷹市は「喫煙者との共存を図る」ものです。市民の本当の健康をつくるのであれば、禁煙をすすめることが重要だと考えます。今後の対応の検討を求めます。

9 三鷹駅南口中央通り東側再開事業では、「基本的な考え方」が策定できず、コンセプトブックの発行のみとなりました。地権者の理解を得るための努力をしているといますが、三鷹にはタワーマンションは似合いません。コロナ災害の後の経済・人口縮小時代に合わせ、コンパクトで質の高い再開発を目指し、今一度事業内容を見直すべきです。

10 東京外環道路事業では、当該年度調布において陥没事故が発生した。この陥没事故に関わる調査等は積極的に行うべきですが、事業者が行うものとして消極的な姿勢に終始したのは残念です。しかしこの間、安全性が確保されなければ、工事再開は認められないと一貫した答弁してきていることは評価し、その姿勢を堅持することを求めます。

11 今年度当初から引き続きの臨時休校が続き、オンライン授業の必要性が叫ばれました。国庫補助金を受けGIGAスクール構想の下、児童生徒全員に一人1台のタブレット端末を整備しました。導入支援員や教員の研修等関連経費も併せると合計で3億を超えました。今後の債務負担行為も、国の補助金を除いた額が、毎年2億円を5年間の設定となっている。この負担は大きく、子どもたちや教員への負担、財政への負担の今後の検証が必要である。

12 学校給食費について、1学期中の1/2を公費負担とし、保護者に返還したこと。臨時休校期間中に、希望する児童・生徒に昼食を提供したことは評価する。子どもの貧困は、すなわち世帯全体の貧困である。学校給食無償化の検討を求めたが、残念ながら答弁は否であった。また、学校給食調理業務の直営化存続も求めたが、災害対応等は民間事業者でも同様にできるとして、完全委託化を進めるとの答弁であった。再考を求める。

13 新型コロナウイルスワクチン接種事業は、当該年度は準備行為だけを残す繰越明許費としたが、実際には、未だ治験中のワクチンであるにも関わらず、2月17日から医療関係者への接種事業が開始された。その結果、厚労省の報告によると、2021年9月13日現在、三鷹市内でも25件の副反応疑い報告があり、重篤な症状を示した方が3人、そのうち2人は未回復とのことである。ワクチンの危険性についての

情報公開が不十分である上、安全性への検討が市として慎重になされているとは考えられず、支持できない。

以上の点を指摘し、決算認定に反対する。

議案第43号 2020年度国民健康保険事業特別会計決算認定について、討論します。

高齢者、無収入の人、非正規労働者、フリーランス、自営業者など、収入が不安定な社会的弱者の加入割合が大きい医療保険制度です。コロナ災害による経済的打撃をじかに受ける世帯が多いことが想像できます。その中で、国の制度とはいえ、収入が減少した世帯への減免、働くことができない被用者に対する傷病手当金の支給は評価します。

一方で、低所得者への配慮があるとはいえ、国保税の値上げがあり、1人当たり平均9万1,448円が、9万6,296円に引き上げられ、4,848円、5.3%の負担増になりました。現状の課税額でも極めて厳しい暮らしの実態の中での、大幅値上げ課税は余りに苛酷で、最低限の暮らしさえ、危うくなりました。

さらに、所得ゼロでも課税される均等割が引き上げられたことは絶対に認められない。子どもが多くなればなるほど、子どもの数に比例して均等割額負担はふえる。これは人頭税とも言える悪税である。第1子は現行法上ゼロ円にはできないが、第2子以降は自治体の裁量であり、条例で定めてゼロ円にすること求めた。市側の答弁は、法改正により2022年度より未就学児は1/2となるので、その後の国の動向を見守りたいとするものだった。市独自の判断を再度求めたい。

もとより、国民健康保険制度は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として生まれ、国民皆保険の一環の政策である。国保税が払えず、治療が受けられないような事態が生ずるなどあってはならない制度である。国民健康保険制度への国庫負担は、1984年に医療費ベースで45%から38.5%へと削減された。市町村では国保財政の悪化を補うため、国保税を増額せざるを得なくなった。こうしたことが決定的な要因になって、払いたくても払えない国保税となっている。国民健康保険財政への国庫負担割合を最低でも、1984年当時の医療費総額の45%に戻すことを国に求めたい。

同時に三鷹市に対しては、子どもの権利条約が定めている生きる権利を具体的に保障するためにも、また普遍的政策の観点からも、18歳までの全ての子どもの医療費をゼロにすることを求め、本決算認定に反対する。

議案第44号 2020年度介護サービス事業特別会計決算認定について、討論します

三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山は、2020年3月31日をもって、廃止・閉鎖となった。その影響についての検証が不十分である。新たに民間の特別養護老人ホーム2施設が解説されたが、ユニット型であり、多床室を希望する市民の需要にこたえられていない。

改めて、三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山を廃止した結果の検証が必要であること、今後の介護サービス事業の展開を縮小させるべきではない点を指摘し、はなかいどう、牟礼老人保健施設、及びけやき苑の事業実施には特に問題はないということで、本決算認定に賛成する。

議案第45号 2020年度介護保険事業特別会計について、討論します。

2020年度は、第八期介護保険事業計画の策定が重要な課題でした。いつでも、どこでも、誰でも、公的介護サービスを受けることができる介護保険制度として、三鷹市独自の介護保険料軽減条項を設けてスタートした。あれから20年が経過した今日、その姿形は激変している。

第八期介護保険事業計画策定に当たり、介護保険料を引き上げ、基準額で年額6万9,000円から年額7万800円への増額が決定され、2021年度から実施の予定となった。

コロナ禍による減収、国民健康保険料と合わせると大きな負担増となり、高齢者の生活を以前にも増して圧迫することになる。介護保険料の負担は高齢者にとって大きく、ここ数年、1,000人近い高齢者が保険料を滞納せざるを得ない状況に追い込まれている。

そもそも2000年の介護保険制度発足時と比較すると、介護保険料は約2倍になろうとしている。一方、介護サービスにおける1人当たりの介護給付費は増えておらず、当初の理念、「いつでも、誰でも、どこでも安心してサービスを受けられる」から現在の介護保険制度は大きくかけ離れ、保険料と利用料の引上げ、サービス利用抑制が続いている。

公的保険をうたっているが、公的責任は後退の一途である。保険制度のもろさが露呈している。市民生活を守るためには、介護保障は税で行う抜本的改革が今後の急務である。その財源は、保険料の中での累進性ではなく、税そのものにおける累進性の強化、応能負担とすべきである。

以上のことを指摘し、本決算認定に反対する。

第46号2020年度三鷹市後期高齢者医療特別会計決算に討論します。

後期高齢者医療保険料の第7期改定により、値上げが実施された。賦課限度額総額を2万円引き上げ、64万円に、所得割率を引き下げ、8.72%に、均等割額を800円引き上げ、4万4,100円となる。1人当たりの保険料は平均保険料で3,926円の値上げ、4%増の10万1,053円となった。

また、制度導入時に激減緩和措置として実施されてきた低所得者に対する保険料均等割額の軽減特例が、2019年度に引き続き見直され、8割軽減が7割軽減に、8.5割軽減は7.75割軽減になる。およそ7,500人が影響を受け、3,000万円余の負担増となる。低所得の被保険者の生活を守る立場からも認められない。国に対し、低所得者への負担増となる軽減特例の継続を求めるべきである。

後期高齢者医療制度は、1、高齢者の生活を保障すべき年金から一律にチェックオフすることは生活費非課税原則に反する。2、年金からのチェックオフは、相談の機会すら奪い、生活困難を潜在化させる。3、75歳で区切ることにより、元気な人、逆にとても衰弱している人など、個人によりさまざまであるにもかかわらず、一律に暦年齢で区切ることには無理があり、科学的根拠に乏しい。4、制度発足以来、「差別医療」であるとの悲鳴とも聞こえる声がある。5、医療費削減を競わせることにつながっている。6、現役世代への特定保険料の負担が含まれている等々の基本的な問題点をまず指摘する。

今回の保険料引き上げは、公的年金給付を自動的に削減するマクロ経済スライドによって年金支給が削減され続け、消費税10%への値上げ、健康保険税の値上げとともに、より負担が重くのしかかることになった。加えて、コロナ災害により、わずかな年金外の就労所得等の道を断たれた人もいる状況になっており、そうした人たちをより過酷な生活に追い込むこととなった。

私たち三鷹市議会いのちが大事が、一貫して主張している後期高齢者医療制度の早期廃止を国に求めて、本決算認定に反対する。